

## 部活動に係る活動方針

### 1 基本方針

「文武両道」を校是とする本校は、豊かな人間性と社会性を育むことを理念として部活動を運営する。

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むものとする。
- (2) 部活動は、単に知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、学校の教育目標に基づき、他者を尊重し他者と協働する精神、公正さと規律を尊ぶ規範意識、自己肯定感や責任感、忍耐力などを育み、本校が目指す新しい時代を拓く人材の育成を図るものである。
- (3) 全職員はワークライフバランスの改善に努め、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

### 2 適切な運用のために

- (1) 生徒の健全な発育や身体能力の向上等を目指し、生徒のバランスの取れた生活や成長への配慮等を行うため、活動時間や休養日の設定を行う。
- (2) 活動方針・活動計画（練習内容・活動時間・休養日）を明確にし、生徒や保護者に事前に知らせる。
- (3) 指導にあたっては、適切な指導を行い、体罰や不祥事（ハラスメント行為等）を防止する。
- (4) 安全管理体制の確立と怪我・事故等の防止に努める。

### 3 活動時間及び休養日の設定

- (1) 滋賀県教育委員会が定める「部活動の指導について」の活動時間・休養日に準じて設定する。
- (2) 学校敷地外に出る完全下校時刻を午後 7 時 30 分とする。
- (3) 定期考査 1 週間前より考査終了までの期間は、活動を制限する。ただし、届け出により 1 時間以内に限り活動することができる。この期間の土・日曜日及び祝日の活動は、公式大会やコンクール等の時期が近い等の状況があれば、管理職と協議し活動許可を得る。

### 4 その他

部費を徴収する場合は、適正に管理を行う。